

# 雇用関係助成金を利用する事業主の方へ

## 不正受給の防止のために 調査を強化しています！

雇用関係の各種助成金は、雇用保険被保険者等に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定、職業能力の開発や向上を図るため、一定の要件を満たした事業主又は事業主団体に対して必要な助成を行なうものです。しかし、制度を悪用し助成金の支給要件を満たさないにもかかわらず、虚偽の申告等をし支給を受けようとする事例がみられます。

愛知労働局・ハローワークでは、適正な制度の運営を図るため、不正受給防止対策として以下の取り組みを行っています。各助成金の趣旨をご理解いただいたうえで助成金を活用していただくとともに、各種調査についてご協力ををお願いいたします。

なお、労働局・ハローワークによる調査及び書類等の提出にご協力いただけない場合は、助成金を支給できなくなりますので、ご承知願います。

### 立入検査 (雇用保険法第79条)

- 愛知労働局・ハローワークでは、調査のため事前予告なしに事業所を訪問し、立入検査を実施しています。
- 立入検査に当たっては、出勤簿、賃金台帳等、支給要件の確認に必要な書類等を確認させていただきます。
- 代表者や事務担当者の方のほか、従業員の方にお話を伺わせていただきます。

### 従業員・取引先等への調査

- 従業員の方に電話等で雇用状況などを伺うことがあります。(雇用保険法第79条)
- 助成金の要件確認のため、必要に応じて、取引先等に調査協力を求めることがあります。

### 関係書類の借り上げ

(雇用保険法第76条)

- 助成金の審査に必要がある場合には、法令に基づき帳簿書類などをお預かりします。
- 添付書類については、パンフレット等に記入があるもの以外でも、審査が進む段階毎に必要な書類を提出していただきます。
- 国の会計検査の対象となった場合は、各種関係書類の借り上げを行います。

### 継続・追跡調査

- 支給決定後であっても、疑義等が生じたときは上記調査を行います。

## 雇用保険法(抜粋)

(報告等)

**第七十六条** 行政庁は、厚生労働省令で定めるところにより、被保険者若しくは受給資格者等若しくは「教育訓練給付対象者」を雇用し、若しくは雇用していた事業主又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体に対して、この法律の施行に関する必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

**第七十七条** 行政庁は、被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者に対して、この法律の施行に関する必要な報告、文書の提出又は出頭を命ずることができる。

(立入検査)

**第七十九条** 行政庁は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、当該職員に、被保険者、受給資格者等若しくは教育訓練給付対象者を雇用し、若しくは雇用していた事業主の事業所又は労働保険事務組合若しくは労働保険事務組合であった団体の事務所に立ち入り、関係者に対して質問させ、又は帳簿書類の検査をさせることができる。

**第八十三条** 事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

三 第七十六条第一項の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、又は文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出した場合

五 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

**第八十五条** 被保険者、受給資格者等、教育訓練給付対象者又は未支給の失業等給付の支給を請求する者その他の関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、六箇月以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

二 第七十七条の規定による命令に違反して報告をせず、若しくは偽りの報告をし、文書を提出せず、若しくは偽りの記載をした文書を提出し、又は出頭しなかった場合

三 第七十九条第一項の規定による当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合

**第八十六条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行

## 労働基準法(抜粋)

(労働者名簿)

**第一百七条** 使用者は、各事業場ごとに労働者名簿を、各労働者について調製し、労働者の氏名、生年月日、履歴その他厚生労働省令で定める事項を記入しなければならない。

(賃金台帳)

**第一百八条** 使用者は、各事業場ごとに賃金台帳を調製し、賃金計算の基礎となる事項及び賃金の額その他厚生労働省令で定める事項を賃金支払の都度遅滞なく記入しなければならない。

(記録の保存)

**第一百九条** 使用者は、労働者名簿、賃金台帳及び雇入、解雇、災害補償、賃金その他労働関係に関する重要な書類を五年間保存しなければならない。

## 会計検査院法(抜粋)

**第二十五条** 会計検査院は、常時又は臨時に職員を派遣して、実地の検査をすることができる。この場合において、実地の検査を受けるものは、これに応じなければならない。

**第二十六条** 会計検査院は、検査上の必要により検査を受けるものに帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出を求め、又は関係者に質問若しくは出頭を求めることができる。この場合において、帳簿、書類その他の資料若しくは報告の提出の求めを受け、又は質問さ

## 不正受給とは…

不正受給とは、詐欺、脅迫、贈賄等刑法各本条に抵触する行為はもちろん、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に雇用関係助成金の支給に係る申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来支給を受けることのできない雇用関係助成金の支給を受けること又は受けようとすることがあります。

不正行為により支給を受けた場合、不正受給により返還を求められた額及び不正受給の日の翌日から納付の日までの期間にかかる年3%（支給申請が行われた日が令和2年3月31日以前の場合は年5%）の延滞金、不正受給により返還を求められた額の20%に相当する額の合計（以下「請求金」という。）を返還するとともに、以後5年間及び請求金を納付していない場合は納付日まで雇用保険二事業の雇用関係助成金を受けることができなくなります。また、内容により、刑事告発することがあります。

※事業主等は、支給申請の際に提出した書類等の写しを、支給決定がされた時から5年間保存しなければなりません。